新公審査答申（情）第４２号
令　和　８　年　９　月　１　日

新潟市長　様

新 潟 市 公 文 書 公 開 等 審 査 会
会　長　　菊　池　　弘　之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和７年２月１９日付け、新財活第３４１号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和６年１０月１８日付け新財企第３０８号の３により行った一部公開決定について、別表３の公開文書９の非公開部分に記録された情報のうち、配送見積額に含まれる見積総額については公開すべきである。その余の部分については、実施機関の判断は妥当である。

第２　審査請求の経過

１　行政文書の公開請求

令和６年９月５日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し、ふるさと納税担当課直近の契約に関することとして、別表１の請求１から２０までの「請求の内容」欄に記載のこと（以下「本件請求文書」という。）について情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　公開決定等の期間延長

令和６年９月１７日、実施機関は、請求内容の特定に時間を要することを理由に、条例第９条第２項の規定により、令和６年１０月１８日まで公開決定等の期間延長を行い、審査請求人に通知した。

３　第三者への意見照会

令和６年９月２７日、実施機関は、本件請求に係る文書のうち委託契約書については、当該文書に第三者である本件委託業務の受託者２者に関する情報が記録されていることから、条例第９条の３第１項の規定により、当該２者に対し、本件対象文書の公開に係る意見照会を行った。

４　意見照会に対する回答

令和６年１０月９日、意見照会を行った２者のうち○○○○○○○（以下「Ａ社」という。）は、担当者氏名、連絡先、単価及び見積額の公開に反対する意見書を、また、○○○○○○○（以下「Ｂ社」という。）は、契約関連書式全ての公開に反対する意見書を提出した。

５　実施機関の決定

令和６年１０月１８日、実施機関は、本件請求のうち、請求９、１０、１２、１３①、１３③、１４、１８①及び２０については、別表１の「公開文書」欄記載の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、請求１０、１３①及び１４については公開とし、その他については、その一部が条例第６条第３号アに該当するとして一部公開とし、また、請求２から８まで、１１、１３②、１５から１７まで、１８②及び１９については、該当する文書が不存在であるとして非公開とし、併せて一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。なお、請求１に係る文書については既に公表されている資料であることから、情報公開請求として扱わず、情報提供している。

６　審査請求

令和６年１２月２日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

７　諮問

令和７年２月１９日、実施機関は、条例第１２条第１項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

８　当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和　７年　２月１９日	実施機関の諮問書を受理
令和　８年　５月２７日	審査会開催（第１回）
令和　８年　６月３０日	審査会開催（第２回）
令和　８年　７月３０日	審査会開催（第３回）
令和　８年　８月３１日	審査会開催（第４回）

第３　審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね別表２の「審査請求人の主張」欄に記載のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。また、審査請求人は別表１の「審査請求」欄に「対象外」と記載の項目については、審査請求を行っていない。

第４　実施機関の主張

実施機関が一部公開決定通知書及び弁明書において主張する内容は、おおむね別表２の「実施機関の主張」欄に記載のとおりである。

第５　審査会の判断

１　本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が、本件請求文書の一部の文書に非公開情報が含まれるとしてその一部を非公開とし、また、その他の一部の文書について不存在として非公開としたことについて公開を求めるものであり、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものと解される。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

２　本件決定の妥当性について

（１）条例第６条第３号ア該当性について

ア　実施機関は、請求９、１２及び２０に対し、別表１の「公開文書」欄に記載の、ふるさと納税事業に関するそれぞれ別個の業務委託契約書（以下、請求番号に対応し、それぞれ「公開文書９」、「公開文書１２」及び「公開文書２０」という。）を対象文書として特定し、その一部について条例第６条第３号アに該当するとして非公開とした。なお、公開文書１２は「ふるさと新潟市応援寄附金業務委託契約書」１件及び「ふるさと新潟市応援寄附金業務（配送）委託契約書」２件の３件の契約書から構成されている。

イ　非公開の理由として実施機関は、ふるさと納税業務委託事業が全国的に行われる中、非公開部分を公にすることで、受注単価などの営業活動上の秘密に関する情報が明らかとなり、受託事業者の正当な利益を害する旨を主張している。

これに対し審査請求人は、公開文書９に関しては、当該非公開部分全体について、公開することにより誰のいかなる利益が害されるのか明らかではない旨を、公開文書１２のうち「ふるさと新潟市応援寄附金業務委託契約書」及び公開文書２０に関しては、受託事業者に支払う委託費の料率や基準について非公開とする理由と根拠が知りたい旨を主張している。

ウ　同号本文及びアの規定は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び新潟市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等……の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、非公開とすることを定めたものである。

そこで、当審査会において当該公開文書を見分の上、以下、別表３に掲げる本件審査請求の対象となる非公開部分ごとに同号本文及びア該当性について検討する。

（ア）法人等に関する情報該当性について

別表３の非公開部分に記録された情報は全てＡ社及びＢ社に関する情報であるため、当該情報は同号本文に定める法人等に関する情報と認められる。

（イ）法人代表者印の印影について

公開文書９に押印されたＡ社の法人代表者印の印影は、当該契約書がＡ社により真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものであって、Ａ社において限られた相手方を除きみだりに公にされるべきでない内部管理情報であると認められる。よって、これが公開されると、偽造等により財産的損害を被るなど、Ａ社の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報と認められる。

（ウ）担当者氏名、役職及び連絡先について

公開文書９の非公開部分に記載された担当者氏名、役職及び連絡先は、当該契約に係る事業の、Ａ社における直接の担当者の情報であって、Ａ社の内部で管理されている情報であると認められる。これを公にすることにより、第三者から当該担当者に対する直接的な接触を通じてＡ社の取引条件や価格に関する情報等が漏えいすることや、Ａ社の事業活動に対する不当な営業活動等が行われるなど、Ａ社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められる。

（エ）配送単価、配送見積額、委託費料率及び単価について

非公開部分のうち、公開文書９の配送単価には地域別、温度区分別の配送料の単価が、配送見積額には発送地別、温度区分別の見積額の合計及びこれらの総額が、公開文書１２及び２０の委託料率及び単価には、ふるさと納税寄附者データ１件当たりの委託料率及び各種事務に係る１件当たりの単価が記載されている。

当該非公開部分のうち、配送見積額の総額については、実施機関が既に公表している情報であって、これを非公開とする理由は見当たらない。

一方、残る部分については、Ａ社及びＢ社が企業努力を積み重ねて得た経営上のノウハウや知見を踏まえて設定した価格に関する情報であると認められる。

これらを公にすることにより、受託事業者の価格設定に関する情報が明らかとなり、他の事業者が当該単価及び料率を把握することが可能となるほか、本事業は全国的に実施されていることから、公開された当該単価及び料率が他地域において同種の事業を実施する際の価格交渉等の材料として利用され、当該受託事業者の今後の価格交渉等に影響を及ぼすおそれがあることから、当該受託事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められる。

エ　以上のことから、別表３の非公開部分に記録された情報のうち、配送見積額

に含まれる見積総額の部分は同号アに該当しないが、その他の情報については同号アに該当すると認められる。

（２）文書不存在の妥当性について

実施機関は、請求２、３、４、６、１１、１３②及び１６について、当該請求に係る文書を保有していないとして本件決定を行った。これに対し、審査請求人は、請求に係る文書は存在するはずであるとして、その公開を求めている。そこで、以下、請求ごとに検討する。

ア　請求２、３、４、６、１３②及び１６について

（ア）請求２は、返礼品の受け渡し方法や、その内容及び季節に応じて配送方法が異なるかを、請求３は、返礼品の配送について何回目からが有料になるのかを、請求４は、受注から何日以内に配送するのかを示す文書の公開を求めるものであり、請求１３②は、Ｂ社との契約に係る人件費及び事務所費が記載された文書の公開を求めるものである。

請求６及び請求１６は、公開請求書等の記載からは請求内容が判然としないが、実施機関から、審査請求人に対し聞き取りを行った結果として、請求６は、返礼品のうち商品券及びクーポン券等について、返礼品提供事業者との契約書を、請求１６は、Ａ社が寄附者に対して持参する証明書の公開を求めるものと判断したと説明があったものである。

（イ）実施機関は、別表２に掲げるとおり、請求２、３及び４については、請求９に係る公開文書であるＡ社との配送業務に関する契約書に請求に係る内容が盛り込まれていないこと、請求１３②については、請求１２に係る公開文書のうち、Ｂ社とのふるさと新潟市応援寄附金業務委託契約書において請求に係る内容が盛り込まれていないことから、文書不存在につき非公開としたと主張する。

また、請求６については、弁明書においては契約文書が存在しないというのみであったため、当審査会において実施機関に確認を求めたところ、請求内容である返礼品提供事業者との契約はＢ社が行うもので、実施機関は当該契約に関する文書を作成及び保有していないとの説明があった。

請求１６についても、実施機関は弁明書において非公開の理由を明らかにしていないため、当審査会において説明を求めたところ、請求内容にある証明書はＢ社が寄附者に郵送するもので、Ａ社による配送は行っていないため、当該文書は存在しないとのことであった。

（ウ）当審査会において、本件対象文書を見分したところ、請求２、３、４及び１３②に関しては、それぞれの契約に請求に係る内容が含まれていないことが確認でき、請求６及び１６に関しては、本件対象文書の中に実施機関の主張を裏付ける記述が確認された。

イ　請求１１について

請求１１は、一般、冷蔵及び冷凍の温度区分ごとに、件数及び金額が上位３位までの返礼品を記載した文書の公開を求めるものと解される。これに対し、実施機関は、当該文書を作成する必要がないため作成しておらず、保有していないと主張している。

当審査会において、返礼品の件数を管理している文書について実施機関から提出を求めこれを見分したところ、返礼品名を記載した寄附一覧表が存在することが確認できたものの、当該一覧表は返礼品の情報を含む寄附実績を単に一覧として示したものであり、一般、冷蔵及び冷凍といった温度区分ごとに整理されたものではなかった。

また、実施機関に確認したところ、審査請求人が求める情報については、Ａ社から提出される文書及びＢ社が管理するデータを取り寄せ、これらを突合することにより作成することは可能であるものの、実施機関において、温度区分ごとに件数及び金額の上位３位までの返礼品を整理した文書を作成する必要性がないことから、これを作成しておらず、保有していないとの説明であった。

ウ　以上のことから、請求２、３、４、６、１１、１３②及び１６について、審査請求人が求める内容を記載した文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

したがって、請求２、３、４、６、１１、１３②及び１６に対し、実施機関が行った決定は妥当である。

３　結論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり答申する。

（第１部会）

委員　松永仁、委員　岩嵜勝成、委員　菅原真優美

別表１

請求	請求の内容	決定	公開文書	審査請求
１	契約方法調書開示	― （情報提供）	―	対象外
２	配送方法→サインが必要　ポストＩＮ置き配	非公開 （文書不存在）	―	対象
３	何回までから有料になるのか（配送）	非公開 （文書不存在）	―	対象
４	受注から何日以内に配送か	非公開 （文書不存在）	―	対象
５	一般単価明細　地域別　冷蔵　冷凍別（サイズ別なのか重量別なのか）	非公開 （文書不存在）	―	対象外
６	商品券、クーポンキット券　契約方法	非公開 （文書不存在）	―	対象
７	ホームページに公表した期日　契約方法等	非公開 （文書不存在）	―	対象外
８	再委託ルール	非公開 （文書不存在）	―	対象外
９	仕様書、契約書	一部公開	Ｒ６〇〇〇〇〇〇（Ａ社）契約書	対象
１０	２０２３年度　予算、決算	公開	Ｒ５予算関係資料 Ｒ５歳入決算関係資料 Ｒ５歳出決算関係資料	対象外
１１	一般上位３単品件数と金額　冷蔵、冷凍同じく	非公開 （文書不存在）	―	対象
１２	〇〇〇〇〇〇〇（Ｂ社）の１件あたり１点あたり支払い手数料	一部公開	Ｒ６〇〇〇〇〇〇〇（Ｂ社）委託契約書 ① ふるさと新潟市応援寄附金業務委託契約書 ② ふるさと新潟市応援寄	対象

				附金業務（配送）委託契約書（Ｒ６．４．１～Ｒ６．７．３１） ③ ふるさと新潟市応援寄附金業務（配送）委託契約書（Ｒ６．４．１～Ｒ６．８．３１）	
１３	①	上記の予算決算	公開	Ｒ５予算関係資料 Ｒ５歳出決算関係資料	対象外
	②	人件費　事務所費　他	非公開 （文書不存在）	―	対象
	③	○○○○○○○（Ｂ社）と契約した仕様書　契約書	一部公開	Ｒ６○○○○○○○（Ｂ社）委託契約書（請求１２に対する公開文書に同じ）	対象外
１４	ポータルサイトからの金額２０２２年２０２３年（件数も）＜各者＞		公開	Ｒ５年度ふるさと新潟市応援寄附金歳入状況	対象外
１５	ワンストップふるさと納税　ワンストップ申請書の送付受け付けサポートセンターは何故長野なのか		非公開 （文書不存在）	―	対象外
１６	領収書はどのようにして送付しているのか		非公開 （文書不存在）	―	対象
１７	赤字の原因は何故でしょうか		非公開 （文書不存在）	―	対象外
１８	①	○○○○○○○（Ｂ社）　契約書	一部公開	Ｒ５○○○○○○○（Ｂ社）委託契約書	対象外
	②	事務所と学校の契約書	非公開 （文書不存在）	―	対象外
１９	文書で契約方法を公表　案内した場所、期間		非公開 （文書不存在）	―	対象外

２０	○○○○○○○（Ｂ社）に支払う手数料基準	一部公開	Ｒ５○○○○○○○（Ｂ社）委託契約書	対象

別表２

請求	請求内容	審査請求人の主張	実施機関の主張
2	配送方法→サインが必要　ポストＩＮ置き配	契約したからあるはず。配送方法は季節によって変更するものはあるはず、処分庁は商品の選定をしているのに出荷、賞味、消費、配送方法何故か文書がない。	配送業務の仕様書において、業務内容を「寄附者から指定された場所（全国４７都道府県、離島含む）への常温、冷蔵、冷凍配送を行うこと」としており、特にポストインや置き配などの指定をしていないため、文書が存在しない。
3	何回までから有料になるのか（配送）	仕様書契約書にないのか、文書があるはず。	再配送が何回かに関わらず１商品を配送するごとの単価契約を締結しているため、「何回までから有料か」にかかる文書は存在しない。
4	受注から何日以内に配送か	処分庁も持っていないのか。	寄附申込みがあった際に中間事業者を通じ、返礼品事業者に受注情報が届き、準備ができ次第発送してもらうため、受注から何日以内に発送するか取り決めた文書は存在しない。
6	商品券、クーポンキット券　契約方法	券別であるはず。	請求人が言う契約文書が存在しない。
9	仕様書、契約書	公表すると利益を害するとは誰がどこの利益を害するのか非開示とした根拠知りたい、お互いに協定書を結んで非開示にしたのか。契約文書見積り明細何故単価黒塗りなのか、根拠正直に処分庁は答えてほしい。何故かくす	ふるさと納税業務委託事業が全国的に行われるなか、契約書を全部公開することで、受注単価などの営業活動上の秘密に関する情報が公開されてしまい、委託事業者の正当な利益を害する部分があったことから、一部公開とした。

		のか、見込み数量を開示し、ブロック、サイズ別単価明細をブロック別非開示なんてこんな情報公開はない、ありえない。単価明細契約書等公開すると業者の正当な利益を害する部分あった。誰が害するのか、何を害するのか公金です。単品明細、何故非開示なのか、受注単価、営業活動の秘密、利益を害する文書があった、どこが、何があるのか、ありえない公金。	
１１	一般上位３単品件数と金額　冷蔵、冷凍同じく	必要ないのか、保有しなくてもいいのか。	必要ないため、作成していない。
１２	○○○○○○○（Ｂ社）の１件あたり１点あたり支払い手数料	公金で兼支出命令を発行しておきながら業者の競争上利益を害するとは公金支出で問題ないのか、根拠と理由が知りたい。委託業者に契約に基づき支払いを行っているため非開示、公金支払上問題ないとは、何が問題なのか、何故かくすのか。特約条項は何故パーセントをかくすのか、理由と根拠が知りたい。	ふるさと納税業務委託事業が全国的に行われるなか、契約書を全部公開することで、受注単価などの営業活動上の秘密に関する情報が公開されてしまい、委託事業者の正当な利益を害する部分があったことから、一部公開とした。
１３②	人件費　事務所費　他	公金支出で明細を求めない知らないというのは、ありえない。	人件費事務所費の実績に基づく支払いではなく寄附金額に対する割合での支払いのため、人件費事務所費にかかる文書を保有していなくても問題はない。

１６	領収書はどのようにして送付しているのか	ありえない。本当は配送してないのではないか。	（弁明なし）
２０	○○○○○○○（Ｂ社）に支払う手数料基準	委託事業者の手数料の基準、法人の権利、利益を害するおそれあり、公開すると誰が害するのか、根拠。特約条項は何故パーセントをかくすのか、理由と根拠が知りたい。	ふるさと納税業務委託事業が全国的に行われるなか、契約書を全部公開することで、受注単価などの営業活動上の秘密に関する情報が公開されてしまい、委託事業者の正当な利益を害する部分があったことから、一部公開とした。

別表３

公開文書	審査請求の対象となる非公開部分	非公開部分に記録された情報
９	１ページ目の非公開部分全て ２ページ目の非公開部分全て １５ページ目の氏名の右側 １６ページ目の氏名の右側 ２１ページ目の非公開部分全て	法人代表者印の印影
	１５ページ目の連絡先 １６ページ目の連絡先	担当者氏名、役職及び連絡先
	１５ページ目の表内の非公開部分全て １８ページ目の非公開部分全て	配送単価
	１６ページ目の見積額	配送見積額
１２	公開文書のうち、ふるさと新潟市応援寄附金業務委託契約書の１１ページ目の非公開部分全て	委託費料率及び単価
２０	１６ページ目の非公開部分全て	